

令和4年度第1回島根県生徒指導審議会

日 時 令和4年12月21日(水)

14:00～16:00

場 所 島根県庁分庁舎2F 教育委員室

【事務局あいさつ(教育監)】

教育監の柿本と申します。事務局を代表しまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、島根県生徒指導審議会開催にあたり、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、心より感謝申し上げます。新しく委員にご就任いただきました皆様には、快くお引き受けいただきましたことに深く感謝いたします。また、皆様方には平素より子どもたちの生徒指導上の諸課題にそれぞれのお立場から、ご指導・ご助言を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束せず、感染拡大防止対策を講じながらの学校生活が続いており、子どもたちはストレスや不安を抱えながら学校生活を送っているのではないかと考えているところです。相談しやすい環境づくりなどに努めておりますが、引き続き、子どもたちが安心して学校に通えるよう、支援してまいります。

さて、本日の議題である「令和3年度生徒指導上の諸課題に関する状況」につきましては、報道や県議会でも取り上げられましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより「不登校児童生徒数」が増加し、小中学校では過去最多を更新しております。これまでも、未然防止、早期発見・早期対応という方針のもとで対応してきておりますが、引き続き子どもたちの状況に応じて、一人ひとりに寄り添うような丁寧な支援をより充実させたいと思っております。

本日は、調査結果の概要説明にあわせて、県教委として重要課題と捉えております、不登校児童生徒への対応について、事務局から説明させていただき、その後委員の皆様方からご意見をいただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のないご意見をいただくことをお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。それではどうぞよろしく願いいたします。

【事務局から委員紹介】

【会議成立】委員10名全員出席により会議成立(島根県生徒指導審議会規則第5条第2項)

●会長

皆さん、こんにちは。初めましての方もおられますし、お久しぶりですという方もあると思います。生徒指導審議会、私は非常に大切な会議だというふうに思っております、昨年度、学校で起きた様々な生徒指導上の課題、例えば暴力行為とかいじめとか長期欠席とかそういった国が調査しているものについて資料をご覧いただいて、本県がどういう状況にあるかを見ていただくという会議ではあるのですが、その案件1個1個を数えて、多いだ少ないだ、去年より増えただ減っただという話ではなくて、結局、そうやって出てくる案件の下には、子供たちが毎日学校で吸っている空気というのがあって、子供たちがどんな空気を吸って学校というところで学びにちゃんと向えているのかということ、その全体の空気感を審議するための委員会ではないかなと思っております。そういう意味で、様々な立場からお出かけの委員さんがおられて、空気感のいい委員会ですので、活発な議論をしていただき、資料に基づいてではありますけれども、そこから皆さんが捉えてこられた学校教育現場での空気感のことについてお互いの意見を交換できればいいかなというところです。どうぞよろしく願いいたします。

そういたしましたら、本日の会議の公開についてですが、島根県の情報公開条例第34条に基づいて公開としてございます。大体、この場で個人情報に関わるが出てきてということはあんまりないのですが、もしそういったご発言をされる場合は事前におっしゃっていただくと、その部分に関しては非公開にさせていただくというふうに進めさせていただきますと思います。

そうしましたら、事前にお配りをしている生徒指導上の諸課題に関する状況ということで、資料1、それから2番目の資料としては、その中から不登校の状況について資料をまとめていただいておりますので、まず資料1、2で事務局から説明をお願いしたいと思います。

●事務局

失礼します。文部科学省が行っております問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の公表が10月末に行われました。それに合わせまして、本県の令和3年度の生徒指導上の諸課題に関する状況についてご説明をさせていただきます。基本的に資料1を使いながら説明させていただきますので、よろしく願いします。

お手元の資料1は、1枚目、2枚目までのところで調査結果の概要と島根県の対応につ

いてまとめさせていただいております。3ページ以降のところ、数値に関しまして、表やグラフで表したものになっております。なお、3ページから6ページまでの4枚が別添の表とグラフ、7ページから9ページまでが、それを補う形の参考資料ということでご紹介をさせていただいております。

それでは、ここからは3ページ以降の表やグラフを使って説明をさせていただきます。3ページ、資料1、暴力行為の発生件数のところをご覧ください。本調査においては、当該の暴力行為、子供たち同士の暴力行為によって、けががあるかとかないかといったことや、けがによる病院の診断書があるかないか、あるいは被害届があるかないか、そういったことにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て対象として計上しております。表の一番下の段が昨年度、令和3年度の数値でございます。公立の小・中学校、高等学校合計で667件、1,000人当たりの発生件数という数字に直しますと10.2件になっておりました。合計の発生件数と1,000人当たりの発生件数のいずれも、4年ぶりの増加でございました。私立も含めまして、国立も含めた1,000人当たりの発生件数は、表の右端でございますが、全国平均を上回っているという形になっておりますが、県内の学校が特に荒れているという状況にはないと認識をしています。

ちょっと補足のために、7ページをご覧ください。参考資料の1の(1)というところをご覧ください。形態別とあります。②生徒間暴力、それから④器物損壊については、件数及び加害の児童生徒数というのが増加しております。数が増えた市町村の教育委員会からは、子供同士の遊びとかふざけ合いが発展して暴力となるケースであるとか、子供たち同士のコミュニケーション不足から暴力に発展したケースがあったというふうに報告を受けております。県教育委員会としましては、暴力を伴う児童生徒同士のけんかを積極的に暴力行為として認知したこと、そういったことが増加した要因ではないかと考えております。各学校においては、細かく子供たちの様子を見て、その都度、指導を行っている状況でありますので、引き続き一つ一つ丁寧に対応していくことが必要だと考えております。

続いて、いじめの状況等についてです。3ページになります。よろしくお願いたします。いじめは、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知することが大切であると考えております。3ページの資料2の表の部分をご覧ください。公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校の認知件数の合計が2,650件、1,000人当たりの認知件数は39.7件でした。いずれも、3年ぶりに増加になっております。1,000人当たりの認知件数自体は、全国平均を下回っているとい

う結果でございました。

いじめに関しましても、ちょっと補足したいと思います。7ページをご覧ください。2番の(2)いじめの発見のきっかけのところをご覧ください。下の段が令和3年度の結果になっております。学級担任以外の教職員、表の左から2番目のところですが、学級担任以外の教職員が発見、あるいは本人からの訴え、あるいは保護者の方からの訴えが大きく増加しました、昨年度と比べてということです。本人であるとか保護者の方が、ある程度、学校に相談しやすい状況になっているということを認識しています。また、学校の先生方に対して、研修等でいじめの積極的な認知を行っていただくよう働きかけました。特に、先ほどもちょっと触れましたが、児童生徒間の暴力をいじめと認知するっていうことが増えたことによって増加した要因ではないかと考えております。いじめ防止対策推進法ができて大分たちましたが、周知が進み、各学校において、特にいじめの認知漏れゼロということを県としてはお伝えしておりますので、各学校において組織的な対応が図られていると認識しております。

それでは、4ページのほうに戻りたいと思います。こちらは、長期欠席者のうち不登校の状況についてです。長期欠席者というのは、欠席日数と出席停止・忌引等の日数の合計が30日以上の児童生徒で、下にあります病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他のいずれかから主な理由を一つ選び、報告することになっております。資料3をご覧ください。公立の小・中学校の不登校児童生徒数の合計は1,528人、1,000人当たりの人数は30.0人でした。こちらの不登校児童生徒数と1,000人当たりの人数は、いずれも、表は5年分しかございませんが、6年連続の増加でございました。1,000人当たりの人数は、全国平均を上回っております。

補足します。8ページ、3番の(2)不登校の要因をご覧ください。小学校、中学校のいずれも、右から2番目の列にございます本人に係る状況の無気力、不安というものが増えています。また、令和2年度と同様に、生活リズムの乱れ、それから遊び、そして非行、こういったものが多い状況でございます。コロナ禍において、学校の休校であったり、学年閉鎖などで生活リズムが崩れたり、学校を休むことへの抵抗感が低下しているといったことなどが増加した要因と考えております。長期欠席者のうち、不登校を理由とする者の1,000人当たりの数が、先ほどの4ページの表のほうで確認しますと、全国平均よりも高い状況が続いておりますが、頭痛であるとか腹痛であるとか、そういった理由で欠席する場合も、背景に不登校が疑われる場合には不登校と分類するっていうことがあること

も影響してるのではないかと考えております。

続きまして、高校の状況になります。5ページをご覧ください。資料の4です。高等学校の長期欠席のうち不登校の状況になります。公立高等学校の不登校の生徒数は、全日制、定時制の合計で300人、1,000人当たりの生徒数は22.5人でした。生徒数、それから1,000人当たりの生徒数いずれも、グラフにあるとおり2年連続の増加でした。1,000人当たりの生徒数は、全国平均をやはり上回っております。

こちらもちょうと補足させてください。9ページになります。(2)不登校の要因のところをご覧ください。小学校、中学校で見ていただいたと同様に、全日制においても定時制においても、無気力、あるいは不安といった右から2番目のものが多いですが、全日制においては学業の不振、それから定時制においては、真ん中ほど、入学、転編入学、進級時の不適応が増加しております。高校においても、小・中学校と同様にコロナ禍の影響があり、休校や学級あるいは学年閉鎖などで生活リズムが崩れたり、学校を休むことへの抵抗感が低下していること、そういったことなどが増加した要因と考えております。

最後になります。5番、6ページになります。高等学校の中途退学者の状況でございます。公立高等学校の中途退学者は、全日制、定時制、通信制合わせまして、合計で87名、在籍者数に対する割合は0.6%でした。中途退学者数、それから割合ともに5年連続の減少になりました。在籍者数に対する割合は、全国平均をこちらは下回っております。中学校でキャリア教育など、あるいは高校でオープンスクール、そういった形で情報提供をされたことにより、ミスマッチが少なくなり、進路変更など退学が減少していると考えております。

1ページ、2ページにつきましては、以上のような内容をまとめたものになっておりますので、ご確認いただければと思います。2ページ目の島根県の対応につきましては、この後の議題2でまとめてご説明をさせていただきます。私からの説明は以上です。

●会長

まずは、資料の1に基づいて、生徒指導上の諸課題についての本県の状況を簡単にご紹介いただきました。この調査は、本当はもう少し長くて、いろんな項目を扱っているのですが、今日のところでは暴力行為のことやいじめのことや不登校について、3点に絞ってご説明いただいたと思っております。

では、この状況について、皆さんのほうでご質問をお願いいたします。

●委員

先ほど、いじめの状況等の、1ページでいうと（3）、2の（3）。それと、この資料との関係ですが、このいじめの積極的な認知というものの中身ですが、どれをいじめと考えるかというのも子供たちには随分広がって、以前とは違った形に変わってはきているのですが、このカウントは、やっぱり暴力というものが伴うということでカウントしてあると考えていいですか。それとも、学校から出てきたいじめというものが全部対象となっているのか、というところがちょっと分からなかったの。

●会長

これについては、文部科学省のほうで非常に細かいいじめの対応が規定してあって、その数字を足し込んだものと理解すればいいですね。

●事務局

ありがとうございます。いじめと暴力と両方でカウントされていると学校からの数字を認識しています。調査の中で、先ほどちょっとご説明があったように、細かい定義が決まっていますので、暴力は暴力としてカウントしてるのですが、同様にそれはイコールいじめだよねっていう形で今はカウントすることになっておりますので、いずれにしても、暴力がなくてもいじめとして認知するっていうことは行われております。

●会長

委員会のデータとしては、抽出していただいたものの共有でいいのですが、元データとは案外、全部あったほうがいいかなとちょっと思いました。いじめの対応を何通りに分類してみたいな感じで細かい説明が載っているの。この資料はただの足し込んでいるデータなので。多分時間がないから事務局が大分絞られたと思いますが。

●委員

3点ほどお願いします。資料でいうと、2ページのコロナ禍においてという箇所、この学校を休むことへの抵抗感については、児童生徒さん自身もだし、保護者もそうであるという理解していいかどうかということです。2つ目は、不登校が、頭痛や腹痛で欠席する場合でも、背景に不登校が疑われる場合は不登校として分類することがあるというふうに書いてあるのですが、その区別がどういうふうに行われているのかがよく分からない。3点目は、高等学校の中途退学者ですけども、現場にいと、進路変更とよく言われるのですね。進路変更は退学ではないですよ。進路変更は退学ではなくて、例えば通信制とか定時制のほうに行って、そのまま学業を継続するのは退学ではないと思っいいのですよねということの確認です。

●会長

お願いします。

●事務局

前後しますけれども、まず、頭痛や腹痛で欠席する場合でも背景に不登校がというところなんですけれども、学校のほうでは、欠席が30日以上の子どもを長期欠席というふうに抽出しまして、その欠席30日以上の子どもをどこに計上していくかと、分類していくかというところで、病気というところに入れる場合もあれば、不登校として入れる場合もあるというふうに思います。現状、学校のほうでは、例えば今日おなかが痛いですと言って休む子供がいた場合、そのときには当然病気というところで計上は、出席上は、そのときにはそういうふうにするのですけれども、それが重なっていくにつれて、もしかするとこの子は不登校、やっぱり何かもっと背景にあるのかなというような、ただ単に病気だけではないのではないのかというように疑っていく中で、結果的にどこに分類するかと、30日を超えた段階です。いうところ、本県の場合は、不登校のほうに計上する割合が高いのではないかと考えているところです。

学校を休むことへの抵抗感が低下しているところについては、市町村のほうからいろいろ聞き取りをする中で、市町村のほうからは、子供たちのそういう抵抗感といいますか、学級閉鎖、学校閉鎖、陽性になればまた休むことになりまして、家族がそういうことになればまた休むとか、そういう中での少し抵抗感というのが下がっているのではないのかというようなことがありましたので、保護者という面については特にこの時点では考えてなくて、子供という意味合いで載せております。

進路変更については、中途退学者の中にも進路変更という理由で含まれておる数字というところで計上されております。

●会長

学校籍が変わる場合は、一旦退学ということでもいいのですか。退学で、新しく別に進路変更した先に入学される。

●事務局

そうです。新しく別に進路変更した先に入学されるケースもあると思います。

●会長

退学件数としてカウントされているということなのですね。

休学と退学があるので、休んでまた来られればいいけど。別の学校に行くために一回退

学しなきゃいけないですから。

●委員

形式的にはそうですけど、中身は、自分の能力というか、自分の向き不向きで学校替わるということの選択なので、この子退学したのだと言われるのはあんまりいい気分ではないのではないかな。

●委員

実感として、やっぱり宍道高校や広域通信制のほうに移って、在籍だけして長く引き籠もっているというような子が増えている印象があります。そこでカウントされるのですかね。その辺りがちょっとねと思われているのかと思うのですが。

●事務局

年度末最終在籍学校で数字が計上されているということなので、年度途中で替わられた場合には、新しい学校のほうで、中退という形では数字はならないと思います。

●委員

要するに、転校した人は、やめた高校は退学になっているけど、ほかの高校に入ったときには別に入学とは出てこないからということですね。

●事務局

そうです。

●委員

だから、退学や転校をどう定義づけるかって話なので、その中身は分かったほうがいいかもしれない。

●委員

あと、私も保護者がどうかというのは少し気になるんですけど、実感としては、コロナウイルスの影響で中途半端なところで学業の連続性がぶつと切れてしまうので、何かどんどん無気力になっていくような印象がある気がします。これが保護者がどうかではないですけど、コロナウイルスの影響は多分ある気はします。

●会長

全国的に今回言われてることですよ。

●委員

そうですね。抵抗感が何か低下しているというのに少し引っかかりはしますが、続けていこうという気力が失われる感じはイメージとしてありますね。

●会長

この辺がもう少し後から大きな議論になると思うけど、サマリーでさっき最初に取り上げられた、いわゆる頭痛とか腹痛で欠席する場合でも、現場的には不登校で判断する場合もあるという、この感じがいいのか悪いのかっていうのはちょっと検討する必要があるよね。ちょっと言い方悪いのですが、いじめのときもそうだけど、積極的に見つけているから本県は多いという言い方が、毎年のデータを5年、6年こうやって並べてみたときに、ずっとその言い方でいいのかということについては、ある意味で問題の本質を見えなくするかもしれないので、そこはちょっと慎重に議論したいというふうに思っています。実際、現場では積極的に認知されているだろうし、単純におなかが痛いって言って病気だからということではなくて、精神的な状況が疑われるようなときにはということを考えておられることもあるとは思いますが。ただ、そのことと、やっぱり見えてきたものとの関係というのをどう考えるかというのは、ちょっと別のものにしたほうが良いのではないかと思います。

そうしましたら、次に、もう一つの資料を用意していただいておりますので、そちらに基づいてご説明をお願いします。

●事務局

それでは、資料の2、島根県の不登校等への対応についてという資料をご覧ください。まず、県の基本的な考え方についてお話ししたいというふうに思います。昨年度、この審議会の場で、委員の皆様から基本方針を年度の早い時期に学校に伝えていくこと。そして、それを踏まえ、学校も動いていくことの重要性についてご指摘をいただきました。年度当初、4月から5月にかけて、小・中・高校の校長に対して施策を説明する機会がございました。今年度も、この場を利用して、この基本的な考え方について私のほうから話をさせていただきました。不登校支援については、まずは国から示された支援の在り方について、例えば学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある。また、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、個々の状況に応じて適切な支援や働きかけを行うことなどを踏まえた上で、今年度は、特に新たな不登校児童生徒を生じさせない、そして不登校状態を長期化させないということで、未然防止、早期発見・早期支援のための組織的な取組をお願いしたところです。具体的には、その資料の①生徒指導の3観点を生かした授業づくり、特別活動の充実など、子供たちが行きたくなるような魅力ある学校づくりを各学校の特色や実情に応じて行っていただくこと。2

つ目が、担任や担当者1人が抱え込むのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市町村の福祉部署等、学校内外の力を借りながら、子供たち一人一人に寄り添い、個々の状況に応じた支援を行うことを重点として伝えたところです。

そうする中、具体的な取組として、次の別紙にまとめていますので、続いてこの事業について説明をしたいと思います。事業ごとに事業名、事業概要、対象、令和元年から令和3年までの実績、そして令和4年度の予算額というところで整理をした表でございます。A3の横長の資料になります。ナンバー1からナンバー7までが、主として人的な支援となります。例えば、ナンバー4、スクールカウンセラーについては、平成30年度から全ての公立学校に配置をしております。また、ナンバー5、スクールソーシャルワーカーについては、中核市である松江市を除いて、全ての市町村に配置をしています。また、県立学校には、宍道高校、また浜田高校の定時制、通信制には配置、他の県立学校へは、申請に応じて派遣をしております。また、ナンバー3、中学校を対象に自学教室で個別指導ができる学びいきいきサポートティーチャー。また、ナンバー6、不登校の児童が多く在籍する小学校に、子どもと親の相談員を配置しております。ナンバー8からナンバー10までは、学校外における相談窓口です。来所、電話、SNSと多様な窓口を開設し、児童生徒の悩み等に対応するものです。ナンバー10、SNS相談については、中高生にとって気軽に相談しやすい相談窓口として、令和2年度は7月以後で開設。3年度、4年度については、開設日数を増やして、年間を通じて開設をしています。このように、様々な役割を担う人材を配置、派遣することで、学校の支援体制や相談体制を支えたり、学校外の多様な相談窓口を開設することで、子供たちの悩みや不安に対応できる体制を整えたりしております。ナンバー14、教育支援センターについてですが、不登校児童生徒の学校復帰や、社会的自立に向けて支援するという目的で、現在、10市町に12の教育支援センターがあります。設置、運営している市町村に対して財政支援を行っております。ナンバー16から19までは、教職員対象の研修に関するものです。ナンバー18、居場所・絆のある学校づくり実践講座についてですが、3年度は生徒指導の3機能を生かした授業づくりをテーマに、参加した教職員の方には実際に学習指導案を作成していただき、学校に戻った際、実践できる内容としました。ナンバー19、その他に上げていますが、今年度の小・中学校の生徒指導主任・主事の研修では、ケース会議の模擬体験をしていただきました。参加者である各学校の生徒指導担当者が、学校に戻って実際にケース会議に活用できる内容にしたところでした。

昨年、審議会のほうで委員の皆様から、達成目標を立てた取組の重要性についてご指摘をいただいております。県教育委員会では、行政評価指標として、不登校児童生徒のうち、学校内・外で専門的な支援を受けている児童生徒の割合、また、県教育委員会開設の相談窓口の相談件数、スクールカウンセラーの相談件数、生徒指導に関する専門的な校内研修を実施した学校の割合を上げておりました。令和3年度については、専門的な支援を受けている児童生徒の割合及びスクールカウンセラーの相談件数は、目標値を上回っております。相談件数、また校内研修は、若干下回っていたというような状況でありました。上回ったものについては、今年度上方修正しまして、来年度から目標を高く設定するものもあるということでございます。不登校の児童生徒が、学校内・外の専門的な指導を含め、どこかに、また誰かにつながっているということは、社会的自立に向け大変重要なことであるというふうに考えています。目標が上回る状況はもちろん好ましいのですが、つながっていない児童生徒がいること自体危惧すべきことと捉えております。学校の支援体制及び教育相談体制の構築は、その学校の実情に応じて適切に行うべきと考えておまして、本室の指導主事、各教育事務所の生徒指導の担当者、市町村の担当者が学校を訪問し、学校の実情を聞きながら体制が構築されるよう指導、助言を行っております。

それでは、最初の資料2のほう戻っていただきまして、2番目の今後の対応についてご覧ください。今後の対応としましては、まずは市町村と連携しながら現在の取組を着実に進めていくことが大切であるというふうに考えております。その上で、現在、島根県教育センターの調査・研究では、不登校児童生徒への対応について、校内研修プログラムを開発中であり、オンデマンドによる動画配信を来年度より開始し、各学校の校内研修の充実を図り、教職員の力量を高めていきたいというふうに考えているところです。さらに、文科省より平成22年に示されております生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書であります生徒指導提要がこの12月に改定されたことを踏まえまして、県の不登校支援の考え方等をリーフレットのような形にして示すことを検討しております。昨年度の審議会でいただいた、島根県はアイテムが少ないのではないか、メッセージ性の高い施策を打ち出してほしいというようなご意見に沿うような形で施策を考えているところです。

以上、不登校等への対応について説明してまいりましたが、先ほど令和3年度の不登校数説明しましたが、不登校児童生徒数は増加しているという状況にあるのも事実です。先ほど説明しましたが、資料の8ページに、3の小学校・中学校の不登校の状況というところの(2)不登校の要因の表を見ていただきますと、学校は不登校児童生徒やその保護

者に対して、担任が面談をしたり、家庭訪問をしたり、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を通じてその理由の把握に努めておりますが、先ほど説明したように、無気力で何となく登校しないとか、登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない、できない、そういう無気力、不安の割合がやはり高く、また増加しているというような状況にあります。学校に安心できる居場所がないと子供が感じたり、漠然とした不安を覚えるなど、子供たちの自己肯定感が低くなり無気力になっているというケースもあるのではないかと。また、コロナの影響によって、いわゆる休校、学年・学級閉鎖などによって、先ほど出ておりましたが、学校を休むことに慣れてしまって何となく気持ちが向かなくなったことなど、コロナの影響もあるのではないかとというふうに考えています。また、児童生徒自身もよく分からないとか、担任のほうで面談するたびに話す内容が変わっていくというようなことも聞いております。不登校の背景は多様化、複雑化しておりまして、理由は個人ごとに一言ではなかなか言い表せない理由の子どもが増えております。また、はっきりと要因を学校のほうも分類できずに、表にありますように、表の一番右端の左記に該当なしとするようなものも一定数生じているような状況もあります。本日の審議会では、委員の皆様から、先ほども出ておりましたが、この無気力、不安というところにも視点を当てていただきながら、この辺りをどう捉えていけばいいのか、また、なぜ学校に行けないのか、では、どう支援していけばいいのか、また、保護者の困り感ですとか、悩みというものは一体どこにあるのか、そのようなことを委員の皆様のご経験、また、受けていらっしゃるご相談等から感じていらっしゃることをぜひお聞かせ願いたいというふうに思っているところです。そして、今後の私たちの取組の参考にしていきたいというふうに思っています。また、不登校の児童生徒をできるだけ早期に発見して早期に支援につなげていくことを目指しておりますが、委員の皆様のご経験等で好事例等がございましたら、併せてお聞かせいただきますと、また参考にしたいというふうに思っているところです。

長々と話しましたが、どうかよろしくお願いたしたいと思っております。以上です。

●会長

ありがとうございました。

資料の2を基に、一つには資料そのものの説明、それから、昨年度までで委員の中から出てきた意見も少し受けて、どういう具体の施策をしておられるのかということの説明、そして、今、最後にご提案がありましたように、無気力、不安傾向の子供が増えているかどうかという問題ではなくて、そこのジャンルに分類されてしまう子供が増えていること

は確かなので、そこについて皆さんの所見はいかがかというふうな問いかけがありました。資料2に基づいて、この時点で少しお考えをいただきたいと思います。どなたかありませんか。

●委員

すみません、先ほどの7ページのいじめのきっかけを、資料を頂いて、割り算をしました。それで、いじめの発見のきっかけの学校の担任、学級の担任以外のというアンケートまで、この5つまでの分のいじめの発見のきっかけが30%切っております。その学校の教職員以外からの本人からとか、保護者、友達、それから、いわゆる保護者仲間という方が約70%近い。ということは、いじめの発見は、やはり学校の中ではうまくできてない。うまくできてないという言い方は変ですが、担任を中心に、あるいはスクールカウンセラーさん、アンケート、こういったものでは把握できてないなというふうにちょっと見えたのですが、もうR2もR3も大体同じですよ。もっと前のときはどうだったのかちょっと分からないのですが、だんだんとそういうふうに先生方の研修とか、先ほどのいろいろ配置が増えたことによって、学校の教職員等が発見する件数が上がってきていますと、今まではほとんど上がらなかったのが上がってきていますということなのか、こうやっっている配慮されているやっ、人員配置や先生方のいわゆる子供への対応というふうなことなんか言われているが、上がらないということなのか、それがちょっと知りたかった。なかなか担任の先生が気づかないというようなことはあるかもしれないが、一番気がついてほしいのは、小学校の場合は担任の先生だと私は思ってまして、中学校になると、今度は、担任じゃない先生が見つかることがあるということで、ちょっと計算してみたら、中学校の場合は、確かにそういう担任じゃない先生も見つけるというふうな形で6割程度に、4割弱と6割上というふうな形の数字になったのですよね。そのところは全国でそういう数値計算を同じようにされているとすれば、島根県と他県は比較することができかなという、これはちょっと私の勝手な妄想ですけども、ある程度基準があって、その基準に合わせて、その数値を基に分析していくということになれば、この全国よりか上か下かということではなくて、これいじめのことですけど、この発見の内容を少し分析してみたときに、実際に島根県が取り組んできたことが効果的にあるのかどうかというのが見えてくるかなというようなことをちょっと考えたものですから、それで、以前に比べて、このいじめ発見の数値、これはどんなふうに変ってきているかというのが、さっきのご説明のいろいろな配置との感じで、ちょっと聞かせていただきました。

●事務局

ありがとうございます。

すごく的確なところのお話だったなというふうに思います。その辺りの分析については、おっしゃるように少し課題があるなど、正直思いました。今のような見方で、しっかりと過去と比べてどうだったのかというようなことが、実は今すぐにお答えできるような状況にはないというのが率直なところですよ。大事な視点をいただいたので、改めまして、そこから辺りも少し過去の分と比較しまして、それこそどうなのか、効果のあたり、人を配置して、この辺りのいじめの発見というところの部分について、向上しているのかどうかというようにところも少し見たい、分析したいと、このように思っています。ありがとうございます。

●委員

いじめ対策防止法のくくりで、本人がいじめだと訴える場合はいじめとして対処するということが、ちょっとしばらく前は、先生方あまりご存じないようで、これはただのけんかですというふうに対処されることが多かったなという印象があるので、いじめ対策防止法のくくりだと、本人がいじめだと訴えてくれば、いじめとして対処せんといけんですよという話は浸透してきた印象はあります。

●委員

この表ですけれども、学校の中で、この太い線が、学校の教職員等っていうところと区別されていますが、学校の中では、先ほどの話ではないですけれども、本人から訴えてきて、周りのお友達がちゃんと発見して訴えてきたら、それは学校の中で分かっていることだと思うと、随分といじめについて子供たちも教職員も、いじめの発見ができるようになってきたなというふうに私は感じ取っております。ここで線を引かれると何か全然違うものになっているのですが、実際は学校の中での発見がもう既にできているというふうに思うと、表の作り方として、逆にこっち側の数値が多くなるのではないかなと思いました。

●委員

悩みを学校の保護者から聞くのですが、やっぱり見えてない。学校に出入りしている保護者は気がつくのだけど、学校が気がついてないということは訴えられます。それは、保護者の立場から見た形での子供たちの苦しみみたいなことを感じているところと、それから、先生方が見ているときのその姿との違いというところもあるのかもしれない。やっぱり子供たちの苦しみみたいなことは、残念ながらよく聞きます。

●会長

そういう場合、それは学校と情報共有されたりするのですか。

●委員

これは客観性がないので、それは今のところはしていません。なかなかいろんな保護者さんがいらっしゃるので、必ずしも正しいというふうには判断しないのですが、一応お話は伺うことは伺ってはいます。いろいろ子供たちの活動を見ていると、感じ取ることもいろいろあるのですけども。

●委員

毎年聞いておるかもしれないですけど、不登校の要因の中で、いじめの件数が小・中学校、3年が3名、5名というのがあるのですが、いじめ防止対策基本法の重大事態として、これ全件、その手続に乗って取り扱っておられるという理解でよろしいですか。

●会長

いかがでしょうか。

不登校の要因のところ、いじめという欄に主な印がついて、例えば、小学校のR2が4件と、それから、R3の3件、これは重大事案という、中学だと5ですね。というふうに例の1番、2番でいうと、重大事態の2番目というふうに受けとめておられるということですね。

●委員

かつ、その手続も実践されているという理解でよろしいですか。

●事務局

いじめ重大事態として手続を取って対応しているということです。

●委員

いじめに関連して質問ですけど、積極的にいじめを認知するように動いてらっしゃることで、それはすごくいいことだと思うのですが、先ほどほかの委員の方も言われたように、いじめられたほうが私はいじめられたと訴えた場合に、いじめとして取り上げるといいと思う。認知するときに、それぞれ細かく決められているというお話でしたけど、こういう場合にはいじめではないかとか、これはただふざけ合ってるだけだとか、そういう、このような場合はいじめとして取り上げなさいという定義みたいなものがあるのですか。簡単な本質的な、こういう場合はいじめを疑いなさいみたいなものが来ているのですか。

●会長

国の示しているいじめの定義は、関係のある両人だというような定義はあるのですが、そこは多分本人目線なのです。いじめられた本人がそれを感じているときという、いわゆるハラスメントと同じような定義の仕方になっていて、そこに客観的な基準が行動的に見てあるのかといえ、恐らくないのです。だから、それを事例として示していて、こんな場合は、とって、これまで5例から10例ぐらい、そういう事例が出されてはおりますけど、そういう規定があるだけなのです。

●委員

それにつきましては確かに先生今言われたように、いじめというのは、暴力の場合は明らかに見えやすいわけですね。片方が暴力振るっている、その相手もまた暴力を振るい返すことがあるかもしれないですけど、いじめっていうのは、いじめられてる側といじめてる側の関係性の中で起きることなので、必ずしも身体的な暴力でなくても、心理的な苦痛とか、圧迫とか、それを受けているほうが感じたらいじめだということになるわけですね、この定義からいうと。いじめっていうのは、ハラスメントとか、しつけとか、虐待とかと似ていて、その被害を受けたほうがいじめられていると感じるのは、その人なりにその感じた理由があるわけですね。例えば挨拶したけど無視されたとか、あるいは遠くから自分のほうをにらんでいたとか、それは僕もたまに子供さんからそういう話を聞くのですが、その受けているほうから見たら全くいじめですけど、相手からすると、そういう意識してっていう場合もあるのですが、全くそういう意識がない場合もあるのです。だから、そういう場合は、いじめてるとされてる側は全然いじめてる意識はないのだけど、いじめられてる側はそういうことがあって、それは通常の本当にいじめてます、いじめられてますっていうのとちょっと違うのですよ、中身が。だから、ハラスメントなんかの場合も、下の立場の弱い人とか、弱いところをわざと攻撃していじめてやろうと言っている人はほとんどいなくて、むしろ相手のためになると思って、こうしなきゃいけないのになぜそうするのとかというふうに言うので、そのハラッシーもハラッサーもハラスメントと認知できない場合がすごく多い。だから、いじめの場合も、それははっきりこれいじめですとか、違いますって定義することはすごく難しい。ただ、そういうものだとして、やっぱりハラスメントもいじめも、そういうその人の受け止め方とか、相手が本当はこう思っているのだよというのを、解決するのはその当事者とのコミュニケーションしかない。ただ、こういう年代の人たちっていうのは、コミュニケーション、自分の考えとかを言語的に説明し

たりってというのはすごく難しい人が多くて、行動として表現することがある。そういうところを先生たちが、あるいはスクールカウンセラーの方とか援助されている方が、そのいじめられているというのを聞いたときに、その人をケアするのはもちろんだけど、いきなり相手に問いかける前に、どこでそういうふう感じたのかということをしてされているのだと思うのですが、本当かそうじゃないのかっていうのではなくて、その人がどう感じているのかということを書いてあげるようなシステムというか、そういう研修というのをされるのだったらいいのかと思っています。

●会長

ありがとうございます。随分本質的な議論になりました。主観的な世界の話で、そこから来るような問題もかなり含まれているので、そういった場合もやっぱりコミュニケーションの在り方みたいなことが根本にあるのではないかとご指摘をいただいております。

●委員

いじめのところで、認知件数が増えているということは、それだけ先生方が意識されている、学校として意識して子供たちの状況を見ていらっしゃるということで、どちらかというと肯定的に受け止めるっていうことをとてもいいことだと思うのですが、やはりいじめと意識してやってない場合もありますよね。そういったところで先生方が日々やっぱりご指導なさっているということで、恐らくここに件数として上がっていても、解決した本当に軽微なものもあると思うのです。そういったところは、やはり数値としては捉えるってことはしていらっしゃるのですよね。これがいつの時点。4月から5月。結果として1年が終わった中で、解決したのもあれば、重大案件として対応して今もいるというものもあると思うのです。こういったところの数字は、もしあれば教えていただきたいと思えます。

●事務局

もちろん認知として上がってきたこの件数については、それがどうなったのかという、併せて調査をしております。基本的には3か月、そういういじめの解消された状況が3か月ぐらい続くというところが一つの目安になっております。実際は、令和3年度については、7割程度ですかね、解消したと、年度末時点で、令和3年度といえば、令和3年度に発生したものが3年度末時点で大体7割が3か月ぐらい経過して解消しているというふうな認識で学校からは上がってきています。

●委員

3か月ぐらいたって解消したという分と解消してない分というふうな、その3か月ぐらいは何かあるのですか。

●会長

解消の基準があって、そこに3か月ほど相互の交流がなくて、本人が感じなくなった期間がっていう定義があるからです。

●事務局

教員が関わって行って、一応二人が仲直りしたとして、その関係が3か月ぐらい、いい関係が続いておれば解消したと、目安としてですね。

●委員

それは、解消したということ。だから認知数に入るといことですか。

●事務局

はい。

●委員

いじめの定義というので、広くなっただって変なのですけど、今までは1対1という関係で、どちらかという暴力的なこともあるけれども、いわゆる個人対個人の関係であって、今はそうじゃない、周りの人や何かが、いわゆる知らん顔している、学級として、そういうふうなことがあっても自分らは関わらなくてもいいみたいな形の、そういったことなんかもカウントはしてあるというふうに考えたほうがいいのか。それはなくて1対1のイメージか。

●事務局

いろいろなケースがあると思います。1対多もあれば、1対1もあれば、そういう集団の中の雰囲気嫌だとかいうようなこともあると思います。それもカウントとしては入っています。

●委員

ちょっと完全に個人的な意見になるのですが、いじめの認知件数を上げる趣旨としては、広く定義して取り上げるところによって、いじめじゃないよという認識をせずに、いじめとして取り上げて重大な事態に至らないように、なるべく網を広くかけましょうというところで、今まで認知されなかったようなものもちゃんと認知した上で、それぞれ道筋つけていきましょうという話で、防止法は基本的には、そういう趣旨で立てられていると思う。そうすると、あまりに解消っていうところを求め過ぎると、解消しましたという報告

をすることによって、せっかく認知したものを、もう解消したということで落としていってしまう作業になってしまうと、あんまり元の木阿弥みたいなところもあるのかなと思うので、解消したというよりも、そこにいじめとして認知して取り組んで、取組をしていますというところが評価されるべきところなのかなとは思っています。関連意見です。

●会長

そのところは、文科省もかなり慎重に、安易に解消の判断をしないでねということも言っているので、そういう形になるのではないかなと思います。

●委員

実は人権擁護委員の中で、子ども委員会のほうに、SOSミニレターっていうのが来るのですが、そのSOSミニレターを受けて、それにいわゆるお手紙を返すのですが、相談の窓口が広がったっていうこともあって、数は減っているといえば減っています。そのようなことをやりながら子供たちがどういう状況にあるかというのを、意外と身近に感じています。暴力行為があったというような話が多分教育委員会に、上がってきているのかなと思っているのですが、どこへ相談することもできなくて、ミニレター書いたっていう話で、お母さんがちょっと添えて書いてたのかな、泣きながら書いてますと。苦しい気持ちとかあってというミニレターを頂いて、これは完全な人権侵害だなという形で判断をして、法務局と一生懸命なって、やっぱり人権侵害事案として救済制度を使う必要があるかなというふうな形になったので、また本人さん、間接的にお母さんに会わせるという、こういうこともできますよということでお返事を書いた。そうしたら、向こうから電話をこの時間だったらいますのでということで、そういうふうな形でやり取りをしている中で、少し変化があったっていうのですよね。手紙をもらって何か安心感があったのか、本人がすごく喜んでたと。結局救済のところまでいかなかったということがあるのですが、ほとんどのミニレターはそこまで救済の状況まではいかないのだけど、結構厳しい状況になって、いよいよ苦しくなって、相談するところがなくてミニレターっていうのに書いてくださったのかなという。こういうところはやっぱり、簡単ではない。すぐに対応しないと、しばらく様子を見ましようねとも書けないし、学校の先生に相談して何とかうまく解決できますよというふうなことをもう通り過ぎていくというか、そこをもう通過した後のことなので、よっぽどの状況になったのだなというようなことがあって、そういうことを思うと、すぐ対応しなきゃいけないっていう事例が結構あるのではないかと思います。先ほどちょっとお話あった、生徒同士で、いけんよとか、仲直りしようねっていうふうな形でや

れるレベルのケースってほとんどなく、つらい思いをしているというのが本当なのかなという気がしています。

●会長

ありがとうございます。

なので、多分学校だけで解決するっていうことは何か難しくて、逆に言えば、学校の外
のところに訴えていく場所がたくさんあったほうが良いと思います。あることによって、
そこで解決する場合もあるし、そこが学校と連携しなきゃいけないこともないと思うし、
人権擁護の文脈で訴えられても構わないと思うし、いろんな解決の仕方があって、言っ
ていける場所は多いほうが良いのではないかなと私は思いますけど。今、おっしゃりたいこ
とは、もうちょっと学校で頑張ってちゃんと見つけないってということなのではないですか。

●委員

なるべく早い対応していただいて。

●会長

早い対応ができてないケースがあって、深刻なのが来るよというお話だった。

●委員

それは、だから少ないですけど、先ほどのうまく解消するというさっきの話があった、
そんなに長くは待てないというか。いろいろとそこところは複雑で、いじめたことがい
じめられる側になるとか、いろいろなことが、中学生の人権作文なんか見たりすると、
結構書いてあります。いじめてたのが今度はいじめられる側になったっていうようなこと、
結構書いてるんで、非常に大きな問題。

●委員

解消というところですけど、どんな些細なことであっても認知はするというのが大前提
だと思います。学校としては、そこで対応をして、もうこのいじめの事実がなくなっ
たということを確認した時点からも、3か月はずっと注視して大事に見ていくという考
え方だと思います。なので、3か月たってなくなったから認知はしないっていうこと
ではなくて、些細なことでもできるだけ認知はして、対応をして、もう終わったで
はなく3か月は大事に見ていこうという考え方で学校としてはやっているという理
解でいいですね。

●事務局

はい、そうです。

●委員

そのことが一つと、それから、今話がありました、学校に訴えても、もうあまり対応してもらえなかったみたいなどころは、やはり教職員の認知の感受性というか、感知する力とか、それから、自分一人で抱えない力が大切で、抱えては駄目だと思うんです。なので、子供たちのちょっとした苦しみとかも大事に感知して、そしてそれを一人で抱えずにみんなで考えていくところに広げていく教職員の力っていうのはやっぱり必要ではあるし、大きな事例に出会うと、もう本当に気をつけなきゃ、ちゃんと見なきゃということがあるのですが、何となくまた安穩と過ぎていったりすると、その力っていうのは甘くなってしまうっていうことはあるのではないかなと思うので、やっぱり研修は大切だと思います。それから、お互いに研修の意味を分かりながら研修をしていったり、校内で確認したりするということを本当に毎年毎年大事にしていかなきゃいけないことなのではないかなと私は思っています。

●委員

いじめの認知件数については、先ほどご説明があったように、令和3年度増加していますということなのですが、資料の2の2ページのほう、この中で一覧表がありますが、事業名が書いている資料ございますが、いじめ等対応アドバイザー派遣事業の実績なのですが、令和3年度、低くなっています。ということは、いじめの認知件数としては増えたんだけど、対応アドバイザーを派遣するまでもなく対応ができたということなのではないでしょうか。その辺はいかがでしたでしょうか。

●事務局

見方によればそういうことも言えるのかなというふうには思います。ただ、どこまで学校がアドバイザーを求めるかというものがあるので、100%そうだとは言えませんが、数字からいうとそういうことも言えるというふうには思います。

●委員

現場の感覚として、先生が生徒さん見ておられて、これ、ちょっといじめなんじゃないかなとか、この子不登校気味だよとか、最近来ないとか思ったときに、学校の先生たちは、誰かにまず相談しているのですか。これだけ施策やって展開しておられていいのですが、現場の先生たちは、自分で考えていろいろ対応しておられるのですか。

●委員

学校としては、一人で抱えないってことはとても大事、いわゆる組織で対応ということは、各校がいじめの防止の基本方針を各校でつくっているのですが、その中でもきちっ

と言っていることです。基本的には、何かを感知した場合、一人ではなく、例えば生徒指導の生徒指導主事であったり、管理職の教頭先生だったり校長先生だったり、必ず報告をして、そこから対応するよという道筋は各校でできているはずで

●委員

不登校の関係はどうか。

●委員

不登校もそうです。3日欠席が続いたら、もう必ず家庭訪問とか、その学年であれば学年主任に報告したりとか、それから、欠席って、例えば養護教員も必ず見ているので、欠席の日数というのは。それから、各校で欠席のちょっと多くなった子供というのは、それぞれの生徒指導に関する会議で報告し合って対応をするということにはなっていますが、その組織的な対応がどれだけ一つ一つの学校で徹底されているかは、一つ一つの学校によって違うかなという感じもあります。

●委員

各学校あまりにも違うので、がっかりすることも喜ぶこともいっぱいあります。スクールカウンセラーをたくさん出している臨床心理士会の立場としては、専門的な支援を受けることを多分スクールカウンセラーとして想定されているのだろうと思うのですが、島根県では配置時間があまりにも少ないので、本人の相談というよりも先生方の相談をメインで考えていくべき立場なのだろうと思いつつも、なかなか先生方がスクールカウンセラーに、例えば不登校をご相談されるとか、どうしたらいいかってご相談されるのが、もう一息広がってほしいなと思っているところで、現場感覚としては、なかなか先生方が抱えておられるケースの問題をご相談するというほうにつながってほしいのだけど、どうやって伝えたらいいのだろうなと思っているところもあり、研修等をすごく重要視してほしいというのは、私もすごく思うところです。

ちょっといじめから外れることかなと思うのですが、資料2のほうで、私、大変面白いなと思いながら参考にさせてもらったり、ああ、そうか、こういう仕組みがあったのだなということを思いながら見ていたのですが、特に私自身がやっぱりこの流れの中で大事だと思っているのは、下の研修部分だったものですから、何で研修部分かっていうと、これだけの多様な事業をやっているということは、それをコーディネートする人とか、それを構成する人とか、知識を持って対応する人がすごく重要になってくるだろうなというふうな印象を持っています。例えば、不登校になったときに、私なんか思い浮かぶのは、

不登校の受入れの課題を抱えた、不登校の受入れで、例えば不登校特例校とか、夜間中学とか、民間団体とか、ICTの利用とかが今割と言われている不登校対応かなと思うのだけど、鳥根県は、あまりそこに取り組まれるよりも、個別対応とか個々の対応でそこを補っていく感じなのかなというふうに、私はこれを見ながら思って言ったのですが、上の部分ってほとんどが個々の対応になりますよね。それで、集団に対するアプローチっていうのが真ん中の辺りにくるのかなみたいなイメージがあって、例えば不登校特例校や民間団体や教育支援センターは、集団に対するアプローチになってくるのかなと思うけど、多分そこが弱いのは弱いかなと、それも同時に思いながら見せてもらったのだけど、それを補うためにはもうちょっとやっぱりコーディネートする役とか、それをつなげる役みたいなのが、結構重要になるだろうななんていうことを思いながら見せてもらいました。

それと、あと、この頃まだ全然勉強ができてないので十分じゃないのですが、生徒指導提要が出てきたので、生徒指導提要をちょっと基づいた勉強をしないとなど思いながらいるのですが、鳥取県のほうで提要の勉強会に参加したときに、重層的支援をしなければいけないというのが言葉として出てきたというところで、校内、校外、地域っていう仕組みが結構ちゃんと連動してないといけないというのがあったので、これって校外のものはどれか、校内のものはどれか、地域のもはどれかと見比べながらいったのですが、地域のもは教育支援センターぐらいになっちゃうのかな。何かちょっとここに書かれてないだけかもしれないですけど、少し連携が弱いのかななんていう印象を持ちました。それと、重層的支援の中には、未然防止の発達支持と、それから課題早期発見・対応と困難課題対応とか、たしか4つぐらいのステップがあったけど、そのステップを見比べたときに、はてさてスクールカウンセラーってどこになるのだろうかとか思いながら見ていったのですが、もう少し未然防止や発達指示みたいなところに貢献できるような使い方をしていたらいいのかななんていうことを思ったりしたというところですよ。

それと、あと、この表を見たときに思ったときに、やはりひきこもりの問題とか、私はヤングケアラーの問題とかに結構関わっているせいか、アウトリーチとかICTの利用とかがもうちょっと欲しいかななんて思っていて、なぜ不登校のところでもちょっとあの言葉に引かかったかという、本人はすごく行きたくないわけでもなくて、気持ちがつながっていたらひよっとしたら行き続けていたかもしれないところを、コロナウイルスの影響で行けなくなってしまったという感じになっちゃってないかなというのが気になっていて、ある学校とかだとコロナウイルスの関連で休みたいとか、休まざるを得ないとか、体の調

子が悪くて保健室でいますとかいうのに、ICTを使って、例えばパッドを使って授業をつなげてっていったことが何か気持ちつながって上に上がったケースもあったのだけど、そういう気持ちをつなぐための、何かもっと小さい工夫みたいなものがもっと対応されてもいいのかなと思って、子供のやる気がないというふうを選択したくないなというふうに個人的には思ったという経過があります。

●会長

ありがとうございました。一つやっぱり大きな指摘は、施策の多分体系性っていうことですよね。ちょっと変な言い方ですけど、いわゆる流し方っていうか、どういうふうにしていくのかっていうことのそもそもの理解と、その先にどういう施策があって、そのどこと結びつけていくのかっていう話と。それから、それこそ生徒指導提要で一番大きな改革点を言っていたのだけど、要するに、学校単体ではなかなか支援はもうできなくなってきているし、様々な子供の状況に、多様化に先生方が忙殺されて対応できなくなっているから、積極的に外部のリソースとつながって支援していく仕組みをつくろうというのが、いわゆる重層化。担任個人の抱え込みはなくなったけど、ひょっとすると学校の抱え込みはやっているかもしれなくて、もうちょっと民間の組織とか様々なものと連携して、もちろんそのつなぎとしてスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方がおられるわけですけども、あるいは精神科のお医者さんとか、そういう外の人とどうつながるのがこの子が一番いいのかということのを誰が判断できるのかという意味で、コーディネーターの配置みたいなことも必要だというご意見をいただいたと思います。

それから、私もちょっと後から言おうと思っていたのですが、先ほどの19の施策みたいなものの中で、未然防止と言えるのはどの施策なのかなということですね。もちろん実際に今、困っている人をどう支援するかっていう施策は必要だけど、未然防止に係るものは、もちろん研修は全般にそうなのでしょうけども、そうではなくて、恐らく通常の授業の在り方というか、普通の授業だったり教育活動だったり、どこか本質的に人権感覚のあるものにしていかないと、次々にやっぱりそういった子供たちを生み出してしまう可能性がある。先生方は不登校対応と、そうではない子供の対応を切り替えているとは思わないけど、普通の授業をどうやって活気があるいいものにしていくか、その中に人権感覚が活かされているかっていうことがあって、それがあれば、例えば休んでいる子にICTで、休んでいるから授業受けられないじゃなくて、受けられない分をどうしようかっていうのはそれでできますよね。そういうふう先生方の人権感覚全般を上げていく。それか

ら、先ほど話があったのですが、小学校の段階は、子供が気づくというよりも、いじめに先生から気づくというのもやはり一つあると思うけど、でも、子供たち自身がやっぱこれはいじめなんじゃないかって思えるような子供たちを育てていくっていうことも人権感覚なので、人権感覚の高い先生方が人権感覚の高い子供を育てていくということが一番ベースにないといけなくて、それがどのぐらいちゃんと上がっていったのかなっていうことがすごく気になる。そこがないと、恐らく何となく人を押ししたり、たたいたりの話も続くと思うし、幾ら先生方が敏感にキャッチされても、子供たち自身の人権感覚がちゃんと上がっていくという学校の土壌ができていいのか、その辺りがやっぱり最大の問題かなと思う。ちょっと大きいこと言って申し訳ないですが、まとめる形でした。

●委員

すみません、ありがとうございます。

●委員

ちょっと同じような話になるかもしれないが、資料1の9ページで、この不登校要因の中で、令和2年と令和3年比較すると、学業不振が突出して増えているなというのがあ。小・中学校のほうを見ると、同じように突出して増えているのは無気力、不安というところもあって、結局独断的かもしれないですけど、要は言語化できなくて、学業不振の部分が結局無気力、不安につながっているっていう可能性もあるのかなと思った。先ほど言われていたように、要は授業についていけないとか、そういうのが無気力、不安とかにつながっている要因もあるのかなというところもあって、その辺のさっき言われたようなフォローアップというか、高校生だと学業不振だっていうふうに言っているのであれば、これ多分ばらつきというよりは何かしら明らかな原因があって突出して増えているという数値の出方だと思うので、その辺のフォローアップっていうのは必要なかなというように思いますし、小・中学校もこれ、無気力だっていうくくりよりは、もっと何か先にあるのかなという気はしています。

●会長

なぜ無気力なのかっていう、その辺りについて、やっぱりもう一歩考えてやらなきゃいけないですね。

●委員

今の関連というか、授業に時々行かせてもらって見せてもらうことがあって、中学校とか小学校の学級経営の中に、当たり前のことができるような子って書いてあるのですよ。

当たり前のことができるっていうのが、非常に目障りなのですよ、私個人は。結局、子供たちっているんな生活経験や、それから環境にある。だけど、目標がそうなっているのですよね。この目標に、君たちは当たり前のことができる子供たちとして合格ラインにあるのかって言われると、みんな下向くと思うのですよね。それがもしうたわれているとすれば、学校に行きたくなくなる。行きたくないことないけど、何かいつも下見て、それが出ている。さっきのお話で人権感覚がある学校であれば、多分目標としてはこれは合わないと考えてほしいのだけど、たった一つではなく、結構あります。やっぱりその辺のところすごく大事なところで、子供たちがいろいろ活動していて、大丈夫かなとか思ったりすると、いわゆる多くの子供たちがやっているのは丸で、そうじゃない子供たちは外れているというふうなやっぱり捉え方をつい、それが大規模なのか、小規模なのかちょっと分からないのだけでも、やっぱりそういう捉え方をする。先生たちは、ほかの子はちゃんとしているのだから、あんたもちゃんとしなさいという対応が、極端に言えば小学校の低学年からもう始まっていると。こういうふうに、極端に言えば幼稚園の段階から思いやりを持って友達とって言って、何か大人の縮小版じゃないのだけど、そこへ目標を持っていく。この間ちょっとコミュニティ・スクールの関係があって、ちょっと松江市の会議に出たのですが、その中で出たのが、いや、子供がね、いろんな子がおってね、やっぱり小学校の指導が悪いのじゃないって、こう出るわけですよ。そうですかと言ったら、小学校のコーディネーターさんが、いや、それはやっぱり幼児期でしょうと。幼稚園に持っていったら、今度は多分親だと言うだろうと思うのですが、このやっぱり尺度みたいなものが、さっきの人権感覚に合っていないということに気づいてない。ただ、いじめとか、不登校とあって、そのことには対応をしようとして一生懸命になるのだけど、そもそものスタートラインのところにもっと大事なものがある。一人一人の子供たちのっていうふうにご挨拶がありましたけど、やっぱり一人一人は違うと言いながら、やっぱり一人一人ではなくて集団のラインに何となくそぐわして教育環境を整えていこうとしているところがまだあって。やっぱりコロナなんかのときは家庭の環境がいろんな状況で変化して、親の大変さみたいなものを子供も身近に感じて不安感を持ったりするというような状況の中で、やっぱり子供たちの教育というのを臨んでいかなきゃいけないのかなというところが、何かそここのところが切り離されているみたいな感じがあって、先ほどの会長のおっしゃった空気っていうのですかね、学校の空気っていうものの話があったのですが、ちょっと関連でした。

●委員

無気力、不安に関して何かいい対応がないかというのは難しいなと思った。そもそも無気力だったり不安だったりっていうのは、この表の中で一番右側にあるわけですが、左側のようなことがあった、その結果として無気力になったり不安になったりというのが多いのかなと思って、無気力に対応するのにどうしたらいいかって考えたとき、なかなか思いつく人もいないような感じがして。だから、むしろあの子は無気力だからと言ってしまえば、先生方はもう何かちょっと打つ手がないのかなという感覚を持ってしまう可能性があって、そこをちょっと懸念して。この分類が変えられるものかどうかは分からないのですが、ここに分類することによって、何か打つ手がないような気になってしまうということは少し心配だなという気はしています。

●会長

まさにこの無気力、不安は本人に係る状況ってなっているから、本人に係らないかもしれませんよね。

●委員

昨年度この会に参加させてもらって、その後、同じスクールカウンセラーの仲間と臨床心理士会に出てきたときに、がっかりしたという話が出たのは、この分類は、どんな分類のされ方をしているかというのに、スクールカウンセラー等から話を聞いてとか、理由を聞いてだったということをお聞きして、スクールカウンセラーの立場からいくと、もっときちんと見立てたいと私たちは思っているから、何か無気力やそういうものが多くしてしまっているのだったら、ちょっと私たちの仕事が足りなかった、残念だねっていう話になっていました。なので、分類がもっと多様にできるのであればいいなって思っているのですが、レベルの高いスクールカウンセラーを担保できるかという私たち側の問題もあるので、結構重要だとは思っているんですけど、でも、私たちとしてもがっかりしてるんですよ。

●会長

でも、スクールカウンセラーさん側からのレポートが出てくると面白いと思いますね。スクールカウンセラーさん側から自分たちが面接している学校の子供たちではこういう分類なのだというのを出していただいて、それはそれですごく参考になるのではないですか。

●委員

そうですね、ただ、相談の後で分類したりしますけど、分類できないものがほとんどなので、私たちの目線から見るともっと多様なものが見えているんだけどなっていうのが正直なところががっかりしたねっていう話になっていました。

●委員

不登校の小学生、中学生、高校生のご本人とか、その家族の方よく拝見するのですが、そういう中で、結果として学校に行けない人をみんな不登校って呼んでいるわけですよ。だけど、不登校になった理由というのは人それぞれあるのですが、ここにも上がって来ますように、学校に行くと嫌な人に会う、友達に会うとか、嫌な先生に会わなきゃいけないとかある、算数は分かるけど国語は分からないとか、そういうはっきりしたきっかけを意識しているという子供さんはまれです。東京でも松江でもそうなのですが、このままみんなと一緒に行っていたら安心だし、親も行けば安心するし、自分も行かなきゃ駄目だと思っているのだけでも、何かこのまま行っちゃいけないとか、どうにも言えない気持ちで、だけど頑張って無理して行っている。あるときとうとう行けなくなって、そのとき初めて先生とか親が気づいて、どうしたの、何で行かないのって、そこで初めて分かるっていうことをご本人からよく聞いたりします。そのときに、無気力とか、あるいは朝学校に行こうとすると頭痛がするとか、おなかが痛くなるとかっていうのも、それが不登校の原因なのか結果なのか分からないほうが多いのですよね。事務の方はそういうことが仕事だから、不登校になったら対策しなくては何と、原因は何だろうって調べられるわけだけど、さっきもおっしゃっていましたが、調べるたびに理由が変わってくるというのは、やっぱりその本人からしたら、その理由が本人もよく分かってない。でも、何か行ってはいけないと。不登校とかひきこもりのシンポジウムを聞きに行ったりするのだけど、何だか理由は分かんないけどずっとトンネルの中に入っていて、でも、あるときそれを抜け出して、そうなら行けるって言うのです。ずっとトンネルの中の人ってというのはあんまりなくて。だから、さっきのお話を伺っていても、僕の個人的な意見ですが、少なくとも不登校に関しては、未然に防止しなくては何というようなものじゃないと思いますね。無気力とかで行けないというのも、例えば統合失調症とか躁鬱病とかになって、それで気力がなくなると学校に行けないという人もいますが、そういう人は物すごくまれです。だから、それ以外の人は、病気というよりは、みんなと同じように学校に行って出席してクラブ活動して、次の学校に行けば安心なのは分かっているけど行けない。それは、必ずしも悪いことばかりではなくて、その人自身の自立する道だったりするので、僕の個人的な意見ですが、なぜ不登校になったのかって分類することは大事だけど、本当に不登校というのを結果として減らそうっていうことであれば、難しいことではあるけど、学校の現場の先生とかが、不登校全然いいじゃんと言ったほうが少なくなると思いますね。不登校になる

ことのデメリットというのは大きく言うと2つあるって言われていて、一つは、ご本人にとっては、学校に行けないこと自体がすごくマイナス。授業に行かないたびに何言っているか分からなくなるので、勉強が分かんなくなるっていうのが一つ。もう一つは、やっぱり周りの人は当然学校に行っていれば安心と思うので、あるときから学校に行かなくなると親御さんとか、場合によっては先生たちとか友達と関係が悪くなる。そのことによって、より孤立していくってことがあるので、学校に行けないことで勉強ができないっていうことの不利益をサポートするための、学校に行かなくてもほかのところで学べるとかいうことを準備するということは大事だし、教育の先生たちか学校の側が、本人とか家族の人に不登校全然オーケーなんだよって、病気じゃないんだよって、成長する過程なんだよってことを発信してくってことが一番結果としては減らせるのではないかと常々思っているのも、またご検討いただければと思います。

●会長

ありがとうございました。適応としての不登校というのは十分あると思います。ただ、公的な学校の仕組みとしてなかなかそれをサポートするという仕組みはつくってこなかったから、そういう話になるのですよね。

●委員

おっしゃるとおり不登校自体は個別の人によって全て千差万別で違うと言われてるのはそのとおりだと思う。ただ、この令和3年がこれまでの多分年度間のばらつきでは説明できないぐらいの増加をしているというところはあるって、それには何かしらの多分原因があるのだと思うので、そこはちゃんと無気力、不安、個人の問題ですって片づけるというよりは、統計的にかなり多くなっているというところなので、統計的なところでの原因と、統計的な部分としての全体に対する何かしらの施策っていうのは必要なのかなというところは思います。だから、個別の不登校になった人たちに対する原因が何だったのかという分を追求するっていうのはあまり意味がないかもしれないですけど、要は不登校自体に未然防止みたいなのは意味がないかもしれないですけど、統計的にもものすごく増えたという要因は探って、そうならないような仕組みとかというのは考えてみる必要があるのかなとは思いました。

●委員

この間ある中学校へ行ってきたんですけど、そこからお便りをもらった。その中で中学生の感想で出てくるのが、友達がこんな考えを持っているということを初めて知ったっ

て書くんですね。自分と違う、自分と全く逆のことを考えていた、でも、よかったって言うのですよね。多分小学校のときもそうなのだろうけど、いろいろ授業していて、やっぱり違った意見や自分の考えを言えるということが減っているのかなと思ったり、余裕がなくなっているのか。あるところは、3分間タイマーするから今から考えてね、答え書いてねって。だから、時間に限られて授業がどんどんどんどん進んでいく、これでいいのかなという。電子黒板のところに教科書が置いてあるけど、この電子黒板、どういうふうに教科書使うのかなと思ったら、何も使わなかったと、一体これはどうなっているのみたい。それから、タブレット使って、そのこっち側では何か折り紙をこうして作っている、こっち側では何か絵の具で作っている、これ一体どんなふうにこの学習を進めようとしているのかなということがちょっとあって、やっぱり子供たちが自分で、ああ、今日はよかったとか、友達とおって一緒にこんなことが、ああ、そういうことだったねっていうふうなことをできる学習がだんだん削られているのではないかなということをおもったりします。中学生になって、いじめはどうなのって言ったら、彼らはいじめはノーと言いますって言うのです。今までは、知らん顔しているとかと言ってた子も、それが全部が消えるわけじゃないので、やっぱりいけないことはいけないと言いますという、中学生として自分たちがある意味では前向きに考えを出していくことが大事だということをおもっています。どこの学校行っても大体同じことを言います。友達の考えてることを知らなかったのがやっと分かったとか、それから、これは小グループで、6人とか8人とかっていうグループで、人権擁護委員がそれぞれに入ってやる授業で、7年間ぐらいやっているんですけど、そこで必ず中学生が言うのは、やっぱり自分の考えが言えた、友達の考えを聞いた、それがすごくよかったって。じゃあ、それがやっぱりできないのが、今の中学生の学習の現状なのかな。これさっきの空気の話の関連です。

●会長

学習指導要領的に言えば、ますますそういう意見交換が進んでなきやいけない、対話的な学びは進んでなければいけないですね。それが実際、現実にはどうなっているかという、難しいところだと思います。

●委員

社会福祉士とかソーシャルワーカーをやっておりますけれども、スクールソーシャルワーカーの活用事業が十分にされてないように感じております。現場に行ってもそれを感じておまして、大体ソーシャルワーカーというのは、事後対応ではなくて未然対応す

るのが仕事としてあるので、先ほど言われていました日頃から学校に出入りしながら学校の先生の悩みも聞きつつ、子供たちとも触れ合う時間ももっとあったほうがいいのではないかなと思っています。今のやり方は、焦げついた事件、不登校になりましたとか、いじめの重大事案になっているということで、教育長の教育委員会のほうから派遣される形を取っていますが、時間的にちょっと抱え過ぎになっている。もっとさっと動けるような仕組みをつくってほしいし、数的に全然足らなくて、今の県立高校は配置でないですもんね。派遣ですので、本当に事件が起きなければ行くことないし、行って初めて何が起きたかっていう資料を見てやるようでは遅過ぎるっていうのを感じております。なので、仕組みをもう少し考えてほしい。お願いします。

●委員

スクールカウンセラーも細かい時間を細切れという形なのは仕方がないにしても、キャリアプランとしてなかなか成り立たないのが島根県のスクールカウンセラーの現状で、全国的に見て有資格者がかなり低いことと、県士会に加入していてスクールカウンセラーをやっている人が少ないのです。それは他県は推薦条項があるからっていうところもあり、県士会と教育委員会との連携が悪くて、私たちのキャリアプランがうまくできていないというのは、お話に来て問題意識は共有したのですが、じゃあ、どうしていきましょうというところがまだ出てきていませんので、私たちとしてはそれが話合いに乗ってくれるといいなというふうに思っています。

●会長

繰り返しになりますけど、学校の中だけではなくて、外側の多職種と連携しながら学校の空気よくしていこうという、そういう話ですので、ぜひその辺は積極的に設計していたらいいのではないかなというふうに思っているところです。本日はご協力ありがとうございました。

【事務局あいさつ（教育監）】

失礼します。委員の皆様には、様々なお立場から大変貴重なご意見をたくさんいただいて、ありがとうございました。

印象に残っているところでは、いじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期対応というところに関しましては、やっぱり学校現場で子供たちの一番身近にいる教職員がいかにその子供の変化に気づけるか、そもそも気づこうとするのか、こういった人権感覚を養っ

ていくことが改めて大事じゃないかという視点。それから、そういう課題がある子供たちの変化に気づいたときには、一人あるいは学校だけで抱え込むのではなくて、やっぱり地域の様々な方と協力しながら解決に向かって当たっていく、あるいは、県教育委員会の様々な施策に対して、しっかりと体系化した取組になっているか見直すことが必要じゃないかという視点など、私たち新たな気づきを与えてくださいます、本当にありがとうございました。

本日いただいた意見を基にしながら、我々として島根の子供たちのために何ができるかということをもた改めて考えさせてもらいたいというふうに思っております。

今年もあと10日ほどになって、明日からまた寒波がやってくるという、そういう情報も入っております。皆様方におかれましては、ご自愛くださり、よいお年をお迎えいただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。